

桜井高校育成会会則

(名称)

第1条

本会は「桜井高校育成会」と称する。

(目的)

第2条

本会は、桜井高校生の学力向上及び進路目標達成のため、桜井高校の教職員の協力を得て、校外実力試験事業（以下、「試験事業」という。）や補講（休日や勤務時間以外の補習授業）などを実施することを目的とする。

(組織)

第3条

本会の会員は、桜井高校生の保護者をもって組織する。

(役員)

第4条

本会は、会長1名、委員若干名を置く。会長はPTA会長が兼務し、委員は会長が委嘱する。任期は1年とする。

(役員の仕事)

第5条

役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員は、本事業の実施に必要な事務にあたる。

(総会)

第6条

総会は年1回開くものとし、事業、予算及び決算に関する事項を出席者の過半数の賛成で決議するものとする。

(経費)

第7条

本会の経費は、会費その他をもって充てるものとし、その額及び徴収方法は、総会において決議するものとする。

(委任)

第8条

会長は、本会の庶務、会計等の事務を学校長に委任するものとする。

(その他)

第9条

この規約に定めのない事項については、細則に従い、その他については役員が定め、次に開催される総会において了承を得るものとする。

(付則)

この規約は平成24年4月1日から施行する。